

矢田人材バンク個人情報取扱規程

矢田学区笑顔でつながる街づくり委員会

【規程の目的】

第1条 この規程は、矢田人材バンクに登録された個人情報の取扱いの基本事項を定めたもので、個人情報の保護と適正な利用を図ることを目的とする。

【個人情報の定義】

第2条 この規程における個人情報とは、氏名等により特定の個人を識別できるものの他、当該情報だけでは識別できないが、他の情報と照合でき、それによって特定個人が識別できるものも含む、個人に関する一切の情報で、文書、写真、磁気ディスク等に記録されたものをいう。

【収集制限の原則】

第3条 目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で収集しなくてはならない。

② 思想、宗教、信条に関する個人情報および社会的差別の原因となる個人情報は収集してはならない。

【本人収集の原則】

第4条 個人情報は、本人の同意がある場合、本人から収集収集したのではその目的を達成しえないと認められる場合などを除き、本人から収集しなければならない。

【適正管理の原則】

第5条 個人情報は、正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

② 個人情報の漏洩や滅失を防ぎ、個人情報を適正に管理するために、施設可能な場所に施設保管しなければならない。また、取扱者はその鍵管理を適切に行わなければならない。

③ 必要なくなった個人情報は、速やかに廃棄または消失しなければならない。

④ 委託に伴う個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならない。

【利用制限・提供制限の原則】

第6条 本人の同意がある場合、法律等に定めがある場合等を除き、個人情報の利用は、収集目的範囲内に限定し（目的外利用の原則禁止）、個人情報を第三者に提供することも禁止する。（目的外提供の原則禁止）

② 個人情報を第三者に提供する場合は、使用方法等必要な制限を付し、適切な取扱いについて必要な措置を講じるよう求めなければならない。

③ 通信回線によるコンピュータの結合による外部提供は、個人情報保護に必要な措置がとられている等の場合を除き、原則禁止する。

【個人参加の原則】

第7条 自己の個人情報の開示を請求することができる。

② 個人の評価、判断、選考等に関する個人情報で、開示することにより、事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがある場合など、非開示にすることができる。

③ 自己の個人情報に誤りがあると認められる場合は、その訂正を請求することができる。

【規程の改廃】

第8条 この規程の改廃は、『矢田学区笑顔でつながる街づくり委員会』構成員の議決による。

附 則

1 この規程は令和元年9月10日から施行する。

同意書

上記の矢田人材バンク個人情報取扱規定に同意します。

令和 年 月 日

署名 _____

捺印